

第三章 機關

- 第六條 本組合に左の機關を置く。
大會、中央委員會、執行委員會、會計審査委員會、理事會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。
- 第七條 大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組長之を召集するものとす。
但し中央委員會が必要と認めたる時及組合員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。
- 第八條 大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應じて、中央委員會之を定む。
中央委員會は大會に至る迄の常設決議機關にして中央委員及執行委員を以て構成し組長之を召集す。
- 第九條 執行委員會は本組合の執行機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會に對し責任を負ふものとす。
- 第十條 會計審査委員會は本組合の金繰出納並に財産管理に關する一切を監査し、豫算、決算を査定するものとす。
全委員會は毎月一回以上審査委員長之を召集す。
- 第十一條 理事會は臨時擴大決議機關にして、理事以上を以て構成し、組長之を召集す。
役員總會は本組合の統制連絡機關にして組長適宜之を召集す。
- 第十二條 正副組長會議は、各支部の融和擴充機關にして組長適宜之を召集す。
- 第十三條 相談役員は本組合の諮問機關にして、相談役を以て構成し組長之を召集す。
- 第十四條 相談役員の議長は、相談役會に於て之を定む。
本組合各機關の會議は、出席者の過半数の賛同を以て決定す。
但し可否同數なる時は議長之を決す。
- 第十五條 本組合に顧問を置く事を得。
- 第十六條 本組合に顧問を置く事を得。

第四章 役員

- 第十七條 委員會に左の役員を置く。
組長(一名)、副組長(二名)、主事(二名)、會計部長(一名)、會計主任(一名)、會計審査委員長(一名)、執行委員、中央委員、相談役、正副支部長、理事、評議員、會計審査員(若干名)
- 第十八條 組長は本組合を統轄し組合一切の責に任す。
副組長は組長を輔佐し組長事故ある時は之に代行す。
主事は組長の指示を受け會務を處理す。
會計長は本組合の金繰出納並に財産管理に關する一切を處理しその責に任す。
會計主任は會計部長を輔佐し本組合の會計事務を處理す。
會計審査委員長は本組合の金繰出納並に財産管理を監査し會計審査委員會の責に任す。
會計審査委員は本組合の常設會計審査機關に參與し豫算決算を査定するものとす。
中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。
部門部長は本組合各種機關と協力し部員を統轄して所屬専門事項を處理するものとす。
執行委員は主事を輔佐し組合員一般の意志を代表し會務を執行す。
支部長は支部を統轄し支部の發展を圖る。
理事は中堅として本組合の發展強化の任に當る。
評議員は理事を助け組合員の連絡に任す。
相談役は組長の諮問に應ず。
顧問は本組合の一切の會議に参加して意見を開陳するを得。
- 第十九條 本組合の役員は左の如く選任す。
組長、副組長、主事、會計長、會計主任、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。
部門部長は執行委員より互選す。
執行委員は中央委員より互選す。
會計審査委員は各支部會計より選任す。
中央委員正副支部長理事評議員は各支部より選任す、但しその選出比率は組合費完納組合員數に應じ執行委員會に於て之を定む。
正副支部長は各支部に於て選任す。
顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。
- 第二十條 本組合の役員任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。
- 第二十一條 役員に缺員の生じた時は中央委員會の決議を以て補充することを得。
但し補缺役員任期は選任の日より次期大會迄とす。
- 第二十二條 役員に缺員を生じたときは執行委員會の決議を以て補充することを得。
但し補缺役員任期は選任の日より次期大會迄とす。

第五章 入會脱會並に會員の權利義務

- 第二十三條 本會に入會せんとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。
本組合の宣言、綱領、主張、規約を承認して本組合の統制に服す。
- 第二十四條 本組合の宣言、綱領、主張、規約を承認して本組合の統制に服す。
毎月規定の組合費を納入す。
- 第二十五條 本組合の組合員は左の權利を有す。
所定の手続を経て本組合の各種事業の特典を享有す。
本組合機關紙の配布を受く。
本組合員にして左の各項に該當するものは執行委員會を通じ役員總會の決議を以て除名す。
第二十四條に反して規定の義務を負はざるもの。
- 第二十六條 本組合を汚し統制を亂すもの。
故なくして組合費滞納三ヶ月に及ぶもの。
本組合を脱會せんとするものは所屬支部長を通じ脱會理由を詳記せる脱會届を執行委員會へ提出すべし。又は除名されたるものには本組合の財産上に對する返還の要求に應ぜざるものとす。
- 第二十七條 本組合を脱退し、又は除名されたるものには本組合の財産上に對する返還の要求に應ぜざるものとす。
- 第二十八條 本組合の費用は組合費、寄附金、並に事業部収益を以て之に充つ。

第六章 會計

- 第二十九條 組合費は組合員一名につき一月金十錢也とす。
但し一應納入の組合費は如何なる場合と雖も返還せざるものとす。
- 第三十條 本組合の收入並支出の豫算、決算は大會の協議承認を要す。

第七章 附則

- 第三十一條 本規約の改正は大會の三分の二以上の賛成を要す。
- 第三十二條 支部準則は別に定む。
- 第三十三條 本規約は昭和九年九月二十一日より施行するものとす。